

令和5年第3回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

令和5年5月2日 開会

令和5年5月2日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和5年第3回新十津川町議会臨時会

令和5年5月2日（火曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 仮議席の指定について
- 第2 選挙第1号 新十津川町議会の議長の選挙について

○議事日程（第1号の追加1）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 選挙第2号 新十津川町議会の副議長の選挙について
- 第4 議席の指定について
- 第5 選任第1号 常任委員の選任について
- 第6 選任第2号 議会運営委員の選任について
- 第7 選挙第3号 西空知広域水道企業団の議会の議員の選挙について
- 第8 選挙第4号 中空知広域市町村圏組合の議会の議員の選挙について
- 第9 選挙第5号 滝川地区広域消防事務組合の議会の議員の選挙について
- 第10 選挙第6号 石狩川流域下水道組合の議会の議員の選挙について
- 第11 選挙第7号 中空知衛生施設組合の議会の議員の選挙について
- 第12 選挙第8号 空知教育センター組合の議会の議員の選挙について
- 第13 選挙第9号 空知中部広域連合の議会の議員の選挙について
- 第14 選挙第10号 中・北空知廃棄物処理広域連合の議会の議員の選挙について
- 第15 議案第35号 新十津川町監査委員の選任について
- 第16 議案第36号 新十津川町監査委員の選任について
- 第17 議案第37号 新十津川町副町長の選任について
- 第18 閉会中委員会所管事務調査申し出について

○出席議員（11名）

1番	加藤	敏晃	君	2番	工藤	健	君
3番	深瀬	美奈子	君	4番	三師	優美	君
5番	大畠	光敬	君	6番	村井	利行	君
7番	杉本	初美	君	8番	鈴井	康裕	君
9番	樋坂	里子	君	10番	西内	陽美	君
11番	小玉	博崇	君				

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	谷 口	秀 樹	君
副町長	小 林	透	君
教育長	久保田	純 史	君
代表監査委員	岩 井	良 道	君
監査委員	奥 芝	理 郎	君
総務課長	寺 田	佳 正	君
住民課長	長 島	史 和	君
保健福祉課長	坂 下	佳 則	君
産業振興課長兼			
農業委員会事務局長	小 松	敬 典	君
建設課主幹	千 石	哲 也	君
会計管理者	内 田	充	君
教育委員会事務局長	鎌 田	章 宏	君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	窪 田	謙 治	君
--------	-----	-----	---

◎臨時議長の紹介

(10時00分)

○議会事務局長（窪田謙治君） 皆さん、おはようございます。議会事務局長の窪田謙治でございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。

したがって、出席議員の中で樋坂里子議員が年長の議員でありますので、ご紹介いたします。

樋坂里子議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長（樋坂里子君） おはようございます。ただいまご紹介いただきました、私が樋坂里子でございます。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙の終わるまでの間、臨時に議長の職務を行いますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎町長「宣誓」

○臨時議長（樋坂里子君） ここで、まちづくり基本条例第19条の規定により、町長より宣誓を行います。

町長登壇の上、宣誓お願いいたします。

町長。

[町長 谷口秀樹君登壇]

○町長（谷口秀樹君） それでは、まちづくり基本条例の規定に基づきます宣誓を行います。

宣誓書。

私は、先人が開拓精神と団結の力で築き上げたまちの歴史や伝統、産業や文化を継承し、更に発展させるため、主役である町民とその付託を受けた議会と行政が、まちづくりの将来像を共有し、それぞれの責任と役割の下、町民の願いを大きく育て上げ、誰もが希望を持てるまちづくりを創造するため、公正かつ誠実に職務を遂行することをお誓いいたします。

令和5年5月2日、新十津川町長、谷口秀樹。

◎議員、理事者、管理職の自己紹介

○臨時議長（樋坂里子君） 次に、先例に従いまして、議員の自己紹介をいただきたいと思います。自席において仮議席1番の方から、順次自己紹介をお願いいたします。

[仮議席1番から順に自己紹介]

○1番（深瀬美奈子君） 1期目の深瀬美奈子と申します。どうぞよろしく願いします。

○2番（三師優美君） 1期目の三師優美と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○3番（村井利行君） 村井利行でございます。2期目になります。よろしく願いします。

- 4番（西内陽美君） 西内陽美でございます。4期目となります。どうぞよろしくお願
いいたします。
- 5番（杉本初美君） 杉本初美でございます。3期目になります。よろしくお願
いいたします。
- 6番（小玉博崇君） 小玉博崇です。3期目となります。どうぞよろしくお願
いいたします。
- 7番（大畠光敬君） 大畠光敬と申します。1期目になります。よろしくお願
いいたします。
- 8番（鈴木康裕君） 3期目になります、大和区在住、鈴木康裕でございます。よろ
しくお願
いいたします。
- 10番（加藤敏晃君） 加藤敏晃です。1期目になります。どうぞよろしくお願
いいたします。
- 11番（工藤健君） 花月、下徳富出身の工藤健です。1期目です。皆さんよろしくお願
いいたします。
- 臨時議長（樋坂里子君） 議員の自己紹介が終わりましたので、引き続き理事者、監査
委員、そして管理職と順を追って、自己紹介をお願いいたします。

〔町長から順に自己紹介〕

- 町長（谷口秀樹君） このたび無投票ではございますが、当選の栄に浴しました8代目
町長でございます谷口秀樹と申します。どうぞよろしくお願
いをいたします。
- 副議長（小林透君） 副町長の小林透と申します。どうぞよろしくお願
いいたします。
- 教育長（久保田純史君） 教育長の久保田純史と申します。どうぞよろしくお願
いいたします。
- 代表監査委員（岩井良道君） 監査委員の岩井良道と申します。どうぞよろしくお願
いを申し上げます。
- 監査委員（奥芝理郎君） 監査委員の奥芝理郎と申します。よろしくお願
いいたします。
- 総務課長（寺田佳正君） 総務課長の寺田佳正と申します。選挙管理委員会の書記長も
兼務してございます。どうぞよろしくお願
いいたします。
- 住民課長（長島史和君） 住民課長の長島史和と申します。どうぞよろしくお願
いいた
します。
- 保健福祉課長（坂下佳則君） 保健福祉課長をしております坂下佳則と申します。よろ
しくお願
いいたします。
- 産業振興課長（小松敬典君） 産業振興課長兼ねて農業委員会事務局長の小松敬典と申
します。どうぞよろしくお願
いいたします。
- 教育委員会事務局長（鎌田章宏君） 教育委員会事務局長をしております鎌田章宏と申
します。どうぞよろしくお願
い申し上げます。
- 建設課主幹（千石哲也君） 建設課主幹の千石哲也です。どうぞよろしくお願
いいた
します。
- 会計管理者（内田充君） 会計管理者兼ねて会計課長の内田充と申します。どうぞよろ
しくお願
いいたします。

◎町長挨拶

○臨時議長（樋坂里子君）　ここで町長から、発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君）　それでは、臨時議長のお許しをいただきましたので、選挙後の最初の町議会臨時会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

議員の皆さま方におかれましては、このたびの町議会議員選挙において、町民の皆さま方の絶大なるご支援とご期待を担われ、めでたくご当選されましたこと心からお慶びを申し上げますとともに、心からお祝いを申し上げたいと思います。

不肖私も、このたびの町長選挙におきまして、町民の皆さま方をはじめ、各団体からの温かいご支援によりまして無投票ではございますが、当選の榮に浴し8代目の町長ということで町政を担わせていただくこととなりました。改めて、責任の重みを痛感するとともに、新たな覚悟と決意をしたところでございます。

昨今の地方自治体を取り巻く環境は、世界情勢悪化によります物価高騰、SDGs、ゼロカーボン、高度情報化社会、デジタル化社会、それとアフターコロナの対応など様々な課題が出てきております。

今回、私選挙におきまして、まちづくりの方針として、暮らしやすいまちづくり、子育てしやすいまちづくり、力強い産業があるまちづくり、災害に強いまちづくり、学びのまちづくり、そして、地域が輝くまちづくり、この六つのテーマで町民の皆さんに訴えてまいりました。

もとより微力ですが、与えられた任期、そして持てる力を生かし、町の発展と住民福祉の向上のため、これらテーマに沿って町民の皆さんと対話を重ねながら、職員一丸となって誠心誠意努めてまいりたいと考えております。

議員の皆さま方におかれましては、特段のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

◎開会の宣言

○臨時議長（樋坂里子君）　ただいまから、令和5年第3回新十津川町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○臨時議長（樋坂里子君）　ただいま出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○臨時議長（樋坂里子君）　本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程に基づき、順を追って進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

◎仮議席の指定

○臨時議長（樋坂里子君）　日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◎選挙第1号の上程、投票、当選の告知

○臨時議長（樋坂里子君） 日程第2、選挙第1号、新十津川町議会の議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場の出入口閉鎖〕

○臨時議長（樋坂里子君） ただいまの出席議員数は11名であります。

次に、新十津川町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人を指名いたします。

お諮りいたします。

立会人に3番の村井利行さん、5番、杉本初美さんを指名いたしますが、これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（樋坂里子君） 異議なしと認めます。

したがって、立会人には3番の村井利行君、5番、杉本初美さんを指名いたします。

これより投票用紙の配付をいたします。

〔投票用紙の配付〕

○臨時議長（樋坂里子君） 投票用紙の配付もれは、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（樋坂里子君） 配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（樋坂里子君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、単記無記名です。

議会事務局長が議席番号と名前を呼びますので、議長席に向かって左から順次登壇し、投票用紙を投票箱に投函してください。

議会事務局長。

○議会事務局長（窪田謙治君） それでは、投票をお願いいたします。

1番、深瀬議員、2番、三師議員、3番、村井議員、4番、西内議員、5番、杉本議員、6番、小玉議員、7番、大畠議員、8番、鈴井議員、10番、加藤議員、11番、工藤議員、最後に樋坂臨時議長。

〔点呼により議席番号1番から順に投票〕

○臨時議長（樋坂里子君） 投票もれは、ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（樋坂里子君） 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番、村井利行君、5番、杉本初美君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（樋坂里子君） それでは、選挙の結果をご報告いたします。
投票総数11票です。

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票11票、無効投票ゼロであります。有効投票のうち小玉博崇君9票、西内陽美君2票であります。

この選挙の法定得票数は、有効投票総数の4分の1以上で3票です。

したがって、小玉博崇さんが議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場出入口開錠〕

○臨時議長（樋坂里子君） ただいま議長に当選されました小玉博崇君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎議長挨拶

○臨時議長（樋坂里子君） 議長に当選されました小玉博崇君から発言を求められておりますので、これを許します。

〔議長 小玉博崇君登壇〕

○議長（小玉博崇君） 仮議長のお許しがございましたので、一言就任に当たってのご挨拶をさせていただきたいと思っております。

ちょうど1週間前、私達11人は、町民の皆さまから大事な一票をいただいて、今、こうして議席に座っています。

議員定数11人に対し5名の女性議員の誕生、また、年齢層も30代から幅広い年齢層の構成となり、まさに多様な議会となりました。

私達は、この新議会の強みを生かし、一人ひとりの議員が6,700人の町民の代表となるべくして立起したその思いを実現するための議会、そして、町民に寄り添い、存在感のある議会にしていきたいというふうに思っております。

ただ、私1人だけではその実現は成し遂げることはできません。町議会議員の皆さま、そして、谷口新町長をはじめ町職員の皆さま、そして、町民の皆さまのご協力、ご支援を頂きながら、4年間町議会議長として頑張ってまいりたいと思っておりますので、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（樋坂里子君） これで、臨時議長の職務は、すべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

議長になりました小玉博崇君、議長席にお着き願います。

暫時休憩といたします。

(午前10時35分)

〔議長入れ替わり〕

〔議事日程、議案の配付〕

○議長（小玉博崇君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前10時38分)

◎議事日程の報告

○議長（小玉博崇君） それでは、お手元に配付してあります議事日程に基づき、議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小玉博崇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、1番、深瀬美奈子議員、2番、三師優美議員。両議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小玉博崇君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎選挙第2号の上程、投票、当選の告知

○議長（小玉博崇君） 日程第3、選挙第2号、新十津川町議会の副議長の選挙を行います。

先例に従い、副議長選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場出入口閉鎖〕

○議長（小玉博崇君） ただいまの出席議員数は11名です。

次に、会議規則第32条第2項の規定により、立会人を指名します。

お諮りいたします。

立会人に3番、村井利行議員、5番、杉本初美議員を指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、立会人に3番、村井利行議員、5番、杉本初美議員を指名いたします。

これより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（小玉博崇君） 投票用紙の配付もれは、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（小玉博崇君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、単記無記名です。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、先ほどと同じように議長席に向かって左から順番登壇し、投票用紙を投票箱に投函願います。

議会事務局長。

○議会事務局長（窪田謙治君） それでは投票をお願いいたします。

1番、深瀬議員、2番、三師議員、3番、村井議員、4番、西内議員、5番、杉本議員、7番、大畠議員、8番、鈴井議員、9番、樋坂議員、10番、加藤議員、11番、工藤議員、最後に小玉議長。

〔点呼により議席番号1番から順に投票〕

○議長（小玉博崇君） 投票もれは、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番、村井利行議員、5番、杉本初美議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（小玉博崇君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票11票、無効投0票です。有効投票のうち西内陽美議員10票、鈴井康裕議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、有効投票総数の4分の1以上で3票です。

したがって、西内陽美議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場出入口開錠〕

○議長（小玉博崇君） ただいま副議長に当選された西内陽美議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎副議長挨拶

○議長（小玉博崇君） 副議長に当選されました西内陽美議員から発言を求められておりますので、これを許します。

〔副議長 西内陽美君登壇〕

○副議長（西内陽美君） いまほど議員皆さまのご推挙によりまして、新十津川町議会副議長に就任いたしました西内でございます。大変、光栄に存じます。が、それ以上に、その使命と職責の重大さに大変身の引き締まる思いをいたしてございます。

もとよりその器にはございませんが、誠心誠意、小玉博崇議長を補佐申し上げ、議員皆さま方のご協力を頂きながら、二元代表制の一翼を担う議会としてその権能を駆使し、新十津川町民の信託に応えうる議会の実現を目指し、寄与して参る所存でございます。

より一層精進に努めてまいりますことを議員の皆さま並びに新十津川町民の皆さま方にお誓い申し上げます。

議員の皆さま、理事者の皆さま、町職員の皆さま方には、この後もご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、私の就任の挨拶といたします。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

◎議席の指定

○議長（小玉博崇君） 日程第4、議席の指定についてを議題といたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定することとなっておりますが、先例により議長が11番、副議長が10番とし、当選期別にくじで定め、議席を指定したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

このあと休憩といたしますので、その間に議席の抽選を行います。

暫時休憩といたします。

(午前10時56分)

〔議席の抽選〕

○議長（小玉博崇君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前11時00分)

○議長（小玉博崇君） 抽選の結果を事務局長に報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（窪田謙治君） それでは、議席番号を申し上げます。

本議席です。

1番、加藤議員、2番、工藤議員、3番、深瀬議員、4番、三師議員、5番、大島議員、6番、村井議員、7番、杉本議員、8番、鈴井議員、9番、樋坂議員、10番、西内議員、11番、小玉議員。以上であります。

○議長（小玉博崇君） ただいま報告したとおり、議席を指定いたします。

これより休憩を取りますので、その間に移動願います。

それでは、11時15分まで休憩といたします。

(午前11時01分)

〔議席の移動〕

〔管理職退場〕

○議長（小玉博崇君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前11時15分)

◎選任第1号の提案理由、内容説明、選任

○議長（小玉博崇君） 日程第5、選任第1号、常任委員の選任についてを議題といたします。

事務局長から提案理由並びに内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（窪田謙治君） それでは、選任第1号、常任委員の選任について提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

常任委員につきましては、新十津川町議会委員会条例第7条第2項の規定により会期の初めに選任することとしております。

また、常任委員会の名称及び委員定数は、同条例第2条の規定により、総務民生常任委員会6人、経済文教常任委員会5人、広報広聴常任委員会10人としており、任期は、同条例第3条第1項の規定により2年であります。

委員の選任につきましては、同条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、ここに提案した次第であります。

以上、提案理由並びに内容の説明を終わります。選任について、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

常任委員の選任方法について、お諮りいたします。

常任委員の選任は、先例に従い、各方面別に選考委員を選出し、常任委員の選任をすることとし、選考委員は、大和区、橋本区、みどり区、中央区方面から2名、青葉区、文京区、花月区方面から2名の計4名といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、大和区、橋本区、みどり区、中央区方面から2名、青葉区、文京区、花月区方面から2名の計4名の選考委員を選出し、常任委員の選任をすることに決定をいたします。

それでは、選考委員の選出をしていただくまで、この場で暫時休憩といたします。

（午前11時18分）

○議長（小玉博崇君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（小玉博崇君） 選考委員の報告が参っておりますので、事務局長から報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（窪田謙治君） それでは、選考委員のお名前を申し上げます。

大和区、橋本区、みどり区、中央区方面からは、鈴木議員、杉本議員。青葉区、文京区、花月区方面からは、村井議員、加藤議員。以上4名の方でございます。

○議長（小玉博崇君） ただいま報告のありました4名の議員を選考委員に決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま選出されました方々を選考委員に決定させていただきます。

選考委員の方々には、各常任委員会委員の選任をお願いいたします。
休憩をしますので、その間に選任をいただきたいと思います。
11時30分まで休憩といたします。

(午前11時21分)

○議長（小玉博崇君） 選任が終わりましたようなので、休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前11時27分)

○議長（小玉博崇君） 4名の選考委員に常任委員の選任をお願いしていましたが、選考委員代表の村井議員、登壇の上、選考結果の報告をお願いいたします。

6番、村井利行議員。

[6番 村井利行君登壇]

○6番（村井利行君） 議長のご指示がありましたので、私の方から発表させていただきます。

総務民生常任委員会委員には、加藤議員、三師議員、私村井、杉本議員、樋坂議員、小玉議長、以上6名であります。

続きまして、経済文教常任委員会委員につきましては、深瀬議員、大畠議員、工藤議員、鈴木議員、西内副議長、以上5名であります。

広報広聴常任委員会委員には、これ全員でございますけれども、深瀬議員、加藤議員、三師議員、大畠議員、工藤議員、私村井、鈴木議員、杉本議員、樋坂議員、西内副議長、以上10名であります。

以上、報告を終わります。

○議長（小玉博崇君） ただいま選考委員を代表し、村井議員から報告がございましたように、新十津川町議会委員会条例第7条第4項の規定により、総務民生常任委員会委員に加藤敏晃議員、三師優美議員、村井利行議員、杉本初美議員、樋坂里子議員、そして私、小玉博崇。

経済文教常任委員会委員に深瀬美奈子議員、大畠光敬議員、工藤健議員、鈴木康裕議員、西内陽美議員。

広報広聴常任委員会委員に深瀬美奈子議員、加藤敏晃議員、三師優美議員、大畠光敬議員、工藤健議員、村井利行議員、鈴木康裕議員、杉本初美議員、樋坂里子議員、西内陽美議員。

以上のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、常任委員に選任することに決定いたしました。

◎議長の常任委員会の辞任

○議長（小玉博崇君） 今ほど私は、総務民生常任委員に選任されましたが、議長である私は、議会の先例に従い、総務民生常任委員を辞退したいと思います。

ここで、副議長と交代するため、この場で暫時休憩いたします。

(午前11時30分)

〔議長は、11番議席へ移動。副議長は、議長席に移動〕

○副議長（西内陽美君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前11時31分)

○副議長（西内陽美君） 議長の総務民生常任委員の辞任についてお諮りいたしますが、この件につきましては、地方自治法第117条の規定により、小玉議長は除斥の対象となりますので、本件審査終了まで退席を求めます。

〔議長 小玉博崇君退席〕

○副議長（西内陽美君） お諮りをいたします。

ただいま総務民生常任委員に選任されました小玉議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を有していることなどを考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当でなく、また、行政実例においても、議長については、辞任が認められているところでありますので、議長の総務民生常任委員の辞任について許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（西内陽美君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務民生常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

議長の入場を求めます。

〔議長 小玉博崇君入場、11番議席に着席〕

○副議長（西内陽美君） ただいま議長の総務民生常任委員の辞任が許可されたことを通知いたします。

ここで、議長と交代するため暫時休憩いたします。

(午前11時33分)

〔副議長 西内陽美君、10番議席へ移動〕

〔議長 小玉博崇君、議長席に移動〕

○議長（小玉博崇君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前11時34分)

◎常任委員会正副委員長の互選

○議長（小玉博崇君） 各常任委員会で委員会を開催し、町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、常任委員長及び副委員長の互選をしていただきたいと思います。

休憩をいたしますので、その間に常任委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

11時45分まで休憩したいと思います。

(午前11時35分)

○議長（小玉博崇君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時45分）

○議長（小玉博崇君） これから、諸般の報告をいたします。

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

総務民生常任委員会、委員長に加藤敏晃議員、副委員長に三師優美議員。

経済文教常任委員会、委員長に大畠光敬議員、副委員長に深瀬美奈子議員。

広報広聴常任委員会、委員長に村井利行議員、副委員長に工藤健議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

ここで、13時まで休憩といたします。

（午前11時45分）

○議長（小玉博崇君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後 1 時00分）

◎選任第2号の提案理由、内容説明、選任

○議長（小玉博崇君） 日程第6、選任第2号、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

事務局長から提案理由並びに内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（窪田謙治君） 選任第2号、議会運営委員の選任についての提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

議会運営委員は、新十津川町議会委員会条例第7条第2項の規定により、会期の初めに議会において選任するものとしております。

また、議会運営委員の定数は、同条例第4条の2第2項の規定により4人、任期は同条例第4条の2第3項の規定により2年となっております。

委員の選任については、常任委員同様、同条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、ここに提案した次第であります。

以上、提案理由並びに内容の説明を終わります。選任についてよろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、先例により総務民生常任委員会及び経済文教常任委員会からそれぞれ2名を選任し、議会運営委員会を構成するとの申し合わせであります、そのようにすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、総務民生常任委員会及び経済文教常任委員会からそれぞれ2名を選任するという事に決定をいたします。

次に、選任方法について、お諮りいたします。

先例により、総務民生常任委員会及び経済文教常任委員会から2名ずつ選考委員を選出し、議会運営委員の選任をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から2名ずつ選考委員を選出し、議会運営委員会委員の選任をすることに決定いたします。

選考委員の選任をいただくまで、この場で暫時休憩といたします。

（午後1時03分）

○議長（小玉博崇君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後1時05分）

○議長（小玉博崇君） 選考委員の報告が参っておりますので、事務局長から報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（窪田謙治君） それでは、選考委員のお名前を申し上げます。

総務民生常任委員会からは、加藤議員、村井議員。

経済文教常任委員会からは、大島議員、深瀬議員。以上の4名でございます。

○議長（小玉博崇君） ただいま報告がありました4名の議員を選考委員に決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま選出されました方々を選考委員に決定させていただきます。

選考委員の方々には、議会運営委員の選任をお願いいたします。

休憩をいたしますので、その間に選任をいただきたいと思います。

1時15分まで休憩といたします。

（午後1時06分）

○議長（小玉博崇君） 選任が終わりましたので、休憩を解き、会議を再開したいと思います。

（午後1時10分）

○議長（小玉博崇君） 4名の選考委員の方々に議会運営委員の選任をお願いしていたところですが、選考委員代表の村井議員から選考結果の報告を願います。

6番、村井利行議員。

〔6番 村井利行君登壇〕

○6番（村井利行君） 議長のご指示がありましたので、議会運営委員の選考結果を発表させていただきます。

議会運営委員には、鈴木議員、工藤議員、大島議員、加藤議員。この4名の方をお願いしたいと思いますので、ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小玉博崇君） ただいま選考委員を代表し、村井議員から報告がございましたように、新十津川町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議会運営委員には、鈴木康

裕議員、工藤健議員、大畠光敬議員、加藤敏晃議員。以上4名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

引き続き、議会運営委員会を開催し、町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、議会運営委員長及び副委員長の互選をしていただきたいと存じます。

休憩をいたしますので、その間に委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

1時20分まで休憩といたします。

（午後1時12分）

○議長（小玉博崇君） 選考が終わったようですので、休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後1時15分）

◎議会運営委員会正副委員長の互選

○議長（小玉博崇君） これから、諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

議会運営委員長に鈴木康裕議員、副委員長に工藤健議員。以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

なお、先ほどの議会運営委員会で、鈴木委員長から、議長事故あるときは、副議長が議長の職務を務めることになることから、議会運営委員会の審議状況等の内容を承知し、円滑な議会運営を行うためにも、先例により、副議長を当委員会に委員外議員として出席を求めるといたしたい旨の報告がありましたので、議員各位には、このことにご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 次に上程されます、日程第7から日程第14までの議件につきましては、協議の必要性がありますので、13時20分まで休憩といたします。

（午後1時16分）

○議長（小玉博崇君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後1時20分）

◎選挙第3号の上程、推薦、当選の告知

○議長（小玉博崇君） 日程第7、選挙第3号、西空知広域水道企業団の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

西空知広域水道企業団規約第5条の規定により、企業団議員は、構成町の議会議員のうちから当該町議会で選挙された者を充てるとされ、本町からは2名を選挙するとなっております。

ります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

指名方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

西空知広域水道企業団議会議員に、2番、工藤健議員。5番、大畠光敬議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名をいたしました2名を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました2番、工藤健議員。5番、大畠光敬議員が西空知広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました2番、工藤健議員。5番、大畠光敬議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎選挙第4号の上程、推薦、当選の告知

○議長（小玉博崇君） 日程第8、選挙第4号、中空知広域市町村圏組合の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

中空知広域市町村圏組合規約第5条第2項の規定により、組合議員は、関係市町議会の議長及び関係市町議会の議員のうちから当該市町の議会で選挙した者1人とするとなっております。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

中空知広域市町村圏組合議会議員に10番、西内陽美議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名をいたしました10番、西内陽美議員を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました10番、西内陽美議員が中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された10番、西内陽美議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎選挙第5号の上程、推薦、当選の告知

○議長（小玉博崇君） 日程第9、選挙第5号、滝川地区広域消防事務組合の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

滝川地区広域消防事務組合規約第5条の規定により、関係市町議会の議員のうちから選挙し、本町からは2名を選出することとなっております。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

指名方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

滝川地区広域消防事務組合議会議員に3番、深瀬美奈子議員。6番、村井利行議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名をいたしました2名を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、3番、深瀬美奈子議員。6番、村井利行議員が滝川地区広域消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました3番、深瀬美奈子議員。6番、村井利行議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎選挙第6号の上程、推薦、当選の告知

○議長（小玉博崇君） 日程第10、選挙第6号、石狩川流域下水道組合の議会の議員の選

挙についてを議題といたします。

石狩川流域下水道組合規約第5条第2項の規定により、組合議員は、関係市町の長及び関係市町の議会において、当該議会の議員のうちから選挙された者となっており、組合議員の定数から町長分を減じた1名を選出することとなっております。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

指名方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

石狩川流域下水道組合議会議員に11番、私、小玉博崇を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました者を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました11番、小玉博崇が石狩川流域下水道組合議会議員に当選いたしました。

◎選挙第7号の上程、推薦、当選の告知

○議長（小玉博崇君） 日程第11、選挙第7号、中空知衛生施設組合の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

中空知衛生施設組合規約第5条第1項及び第2項の規定により、組合市町の議会の議員のうちから組合市町の議会において選挙された者をもって充てるとされ、組合議員の定数から町長分を減じた2名を選出することとなっております。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

指名方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

中空知衛生施設組合議会議員に1番、加藤敏晃議員。9番、樋坂里子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名をいたしました2名を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました1番、加藤敏晃議員。9番、樋坂里子議員が中空知衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された1番、加藤敏晃議員。9番、樋坂里子議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎選挙第8号の上程、推薦、当選の告知

○議長（小玉博崇君） 日程第12、選挙第8号、空知教育センター組合の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

空知教育センター組規約第6条の規定により、組合市町の議会議員のうちから当該市町の議会で選挙された者をもって充てるとなっております。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることと決定いたしました。

指名方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

空知教育センター組合議会議員に8番、鈴木康裕議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名をいたしました鈴木康裕議員を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました8番、鈴木康裕議員が空知教育センター組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された8番、鈴木康裕議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎選挙第9号の上程、推薦、当選の告知

○議長（小玉博崇君） 日程第13、選挙第9号、空知中部広域連合の議会の議員の選挙に

ついてを議題といたします。

空知中部広域連合規約第8条第1項及び第2項の規定により、関係市町の議会の議員のうちから関係市町の議会において選挙するとなっており、選挙すべき定数は2名となっております。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

指名方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

空知中部広域連合議会議員に4番、三師優美議員。11番、私小玉博崇を指名いたします。お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました2名を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました4番、三師優美議員。11番、小玉博崇が空知中部広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選された4番、三師優美議員並びに11番、小玉博崇に対し、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎選挙第10号の上程、推薦、当選の告知

○議長（小玉博崇君） 日程第14、選挙第10号、中・北空知廃棄物処理広域連合の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

中・北空知廃棄物処理広域連合規約第8条第1項及び第2項の規定により、関係市町の議会の議員のうちから関係市町の議会において選挙するとなっており、選挙すべき定数は1名となっております。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

指名方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に7番、杉本初美議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名をいたしました7番、杉本初美議員を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました7番、杉本初美議員が中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選された7番、杉本初美議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

〔議案配付〕

〔代表監査委員 岩井良道君、監査委員 奥芝理郎君退場〕

〔管理職入場（総務課長を除く）〕

（午後1時37分）

○議長（小玉博崇君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後1時42分）

◎議案第35号の提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第15、議案第35号、新十津川町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第35号、新十津川町監査委員の選任について。

新十津川町監査委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

提案理由でございますが、地方自治法第196条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央86番地78。

氏名、岩井良道。昭和26年11月28日生まれ。71歳でございます。

内容の説明を加えさせていただきます。

岩井氏につきましては、令和元年5月から現在に至るまで新十津川町代表監査委員を務められ、優れた識見を発揮され、その職務にご尽力されております。人格が高潔で、長きにわたる町職員としての豊富な行政経験をお持ちであり、地方自治体の財務管理、事業の経営管理など行政運営に関し識見が高い方でございます。

このことから、このたびの監査委員に再任したいとするものでございます。

以上申し上げ、提案理由と内容の説明といたします。何とぞご同意賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小玉博崇君） ご着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第35号、新十津川町監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

（午後 1 時45分）

〔代表監査委員 岩井良道君入場〕

○議長（小玉博崇君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後 1 時45分）

◎監査委員挨拶

○議長（小玉博崇君） ただいま監査委員に選任されました岩井良道氏から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

それでは岩井良道さん、登壇の上、発言を願います。

〔代表監査委員 岩井良道君登壇〕

○代表監査委員（岩井良道君） 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま監査委員の選任に当たり、議員各位のご同意をいただきましたこと、非常に光栄に存じてございます。これからも地方自治における監査の重要性を十分認識し、誠実、公正に職責を果たしてまいりたいと考えておりますので、皆さま方のご指導をお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

す。

○議長（小玉博崇君） 以上で、岩井良道委員の発言を終わります。

◎議案第36号の提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第16、議案第36号、新十津川町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） 議案書3ページをお開きいただきたいと思います。

ただいま上程をいただきました議案第36号、新十津川町監査委員の選任について。

新十津川町監査委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

提案理由でございますが、地方自治法第196条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央30番地8。

氏名、奥芝理郎。昭和29年6月15日生まれ。68歳でございます。

内容の説明を加えさせていただきます。

奥芝氏につきましては、令和元年5月から現在に至るまで新十津川町監査委員を務められ、優れた識見を発揮され、その職務にご尽力いただいております。人格が高潔であり、また、大手民間企業に勤められ課長等の重責を担われた経験から、民間で培った財務管理及び経営管理に関する高い識見を引き続き行政経営に生かしていただけるものと確信しております。

このことから、このたび監査委員に再任したいとするものでございます。

以上申し上げまして、提案理由と内容の説明といたします。何とぞご同意いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小玉博崇君） ご着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第36号、新十津川町監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

（午後 1 時50分）

〔監査委員 奥芝理郎君入場〕

○議長（小玉博崇君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後 1 時50分）

◎監査委員挨拶

○議長（小玉博崇君） ただいま監査委員に選任されました奥芝理郎氏から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

それでは奥芝理郎委員、登壇の上、発言をお願いいたします。

〔監査委員 奥芝理郎君登壇〕

○監査委員（奥芝理郎君） 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

先ほど監査委員の再任に当たり、議員の皆さまのご同意をいただき、非常に身の引き締まる思いでございます。地方自治における監査の重要性、また、それを踏まえ、誠実、公正に職務を遂行してまいりたいと考えております。皆さまのご指導をお願いし、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、奥芝理郎委員の発言を終わります。

◎議案第37号の提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第17、議案第37号、新十津川町副町長の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） 議案 5 ページをお開きください。

ただいま上程いただきました議案第37号、新十津川町副町長の選任について。

新十津川町副町長を次の者を選任したいので、同意を求める。

提案理由でございますが、地方自治法第162条の規定により、同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央318番地13。

氏名、寺田佳正。昭和38年 9 月24日生まれ。59歳でございます。

内容の説明を加えさせていただきます。

寺田氏につきましては、昭和61年に新十津川町役場に奉職され、主に企画、財政部門を担当され、平成27年6月から総務課長となり、現在に至るまで37年の長きにわたり町職員としてその職務を全うされてきました。このように行政全般に精通されており、円満なる人格、優れた識見を持った方であることから副町長に選任したいとしますのでございます。

以上を申し上げ、提案理由と内容の説明といたします。何とぞご同意賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小玉博崇君） ご着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第37号、新十津川町副町長の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩といたします。

〔総務課長 寺田佳正君入場〕

(午後 1 時55分)

○議長（小玉博崇君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後 1 時55分)

◎新副町長挨拶

○議長（小玉博崇君） ここで、ただいま選任されました寺田佳正氏から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） 貴重なお時間を拝借し、大変恐縮でございますが、議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

いまほど副町長の選任にご同意をいただきました寺田佳正でございます。身に余る光栄でありますとともに、その職責の重さを考えますと、身の引き締まる思いでございます。

もとより浅学非才、その器でないことは重々承知いたしておりますが、歴史と伝統のまち、そして何よりも、私の生まれ育ったまち、ふるさと新十津川町の発展のために、谷口町長を支え、粉骨砕身努力してまいる所存であります。

議員各位、そして、町民の皆さまのご指導、ご鞭撻を切にお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、副町長の選任をいただきましたご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（小玉博崇君） 日程第18、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件については、皆さんのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会並びに議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可することとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、今臨時会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

◎副町長挨拶

○議長（小玉博崇君） ここで、小林副町長から発言を求められておりますので、発言を許します。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） 議長のお許しをいただき、私から皆さまにご挨拶を申し上げたいと思っております。

ここには、今回の町議会議員選挙を勝ち抜かれ、再選、そして、新たに当選されました議員の皆さまには、まずもってご当選のお祝いを申し上げたいというふうに思います。ご当選、誠におめでとうございました。

さて私こと、今回任期であります5月7日をもちまして退任することとなりましたので、勝手ながら貴重なお時間を拝借いたしまして、退任にかかるご挨拶を申し上げたいというふうに思います。

平成27年5月に議会の承認をいただき、副町長の任を受けましてから8年が経過いたしました。これまで議員の皆さまとは、議場あるいは議場を離れた様々な場面で多くの議論、ご相談、ご依頼等々をさせていただきました。

時には道内外の視察にも同行させていただき、充実した時を共有させていただいたことを思い起こしております。

議場で質疑に対し、私からもご答弁申し上げたことも少なくなかったというふうに記憶をしてございます。

そして、難しい案件もございました。そのようなときには非公式にご説明、意見交換などに上がったことも少なくなかったというふうに記憶をしてございます。

議場では、真剣な眼差しを感じ、終了後は一転してにこやかに接していただいたことを思い出しますと、共にまちづくりに携わることができたことがとても嬉しく、そして面白かったこととして記憶に刻まれております。

そのような時を共有させていただいた議員各位には、誠に感謝の念にたえないところでございます。

よく、行政と議会は車の両輪であるというふうに言われます。両輪であるということは、両方の車輪はバランスが取れていることが必要だというふうに思います。片方の車輪が大きすぎたり、逆に小さすぎても車はまっすぐ走らないというものでございます。

行政も議会も目指すところは一緒でございましょう。しっかりと議論を重ね、理解を深め、この新十津川町を未来に向かってまっすぐに進まれ、住んでいる町民が幸せを感じられる素晴らしいまちにしていっていただけることを心より願っております。

最後になりますが、議員の皆さまに仲良く接していただいたことに、多大なる感謝とお礼を申し上げ、私の退任の挨拶とさせていただきます。これまでお世話になり誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（小玉博崇君） 会議を閉じます。

令和5年第3回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、大変お疲れ様でした。

(午後2時03分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

副 議 長

臨 時 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員